

## 質疑応答 (第1回 電子契約 Online フォーラム)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学法学会 公開日: 2021-11-04 キーワード: 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1603">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1603</a>

## 4. 質疑応答

**池 田** 青澤さん、ありがとうございました。これで4名の方の報告が終わったわけですが、皆さん、お時間どおりに進めていただきまして、ありがとうございました。それでは、この後、5分ほど休憩を挟んでから質疑応答に入りたいと思います。

質疑応答のときは、ご所属とお名前を最初におっしゃっていただいて、どなたへのご質問かを明示していただきますので、ご質問のご用意のある方は、そのような形で、ちょっとメモでもつくっていただければと思います。この後、質疑応答に入りましたら、私のほうでどなたかご質問をということで、ご自分でミュートを外されて質問がありますというご発言をされても結構ですし、反応で手を挙げていただくということでも結構ですし、チャットをお使いになれる方は、私宛てでうまく送れば送っておいていただいても結構です。

ではここから休憩を5分取りますので、よろしく願いいたします。

**池 田** それでは、最後の質疑応答に入りたいと思います。まず報告者の皆さま、ビデオをオンにして、皆さんに顔を見せていただきますか。4名の皆さま、今日は本当にありがとうございました。それぞれに素晴らしいご報告をいただきました。では、ここから質疑応答の時間とします。ご質問のある方、どなたでも結構です。挙手、あるいはご自分でミュートを外してご発言いただけますか。顔は、そのままオフのままでも結構でございます。いかがでしょうか。

**池 田** 特に見つからないのですが、それでは司会のほうから追手門学院大学経営学部長の水野浩児先生、何かご発言ございますか。

**水野** 水野です。今日は貴重な機会をありがとうございました。大変興味深くお話を聞かせていただきました。実は私自身、どちらかというところ電子契約というものに対して懐疑的で、実務的に可能なのかなという思いがあったのですが、凶らずもコロナ禍によって半ば強制的に在宅勤務が導入され、次第にいわゆる判子文化に煩わしさを感じるというのが個人的にも多々ありました。このタイミングでこのような講演会が開催されたのは非常に参考になりました。

その中で渡部先生に2点教えていただきたいことがあります。1点目は金額の合理性についてです。数十億円の契約においては、やはり最終的な確認を含め実印を用いることが望ましいとお話があったかと思います。確かに私も日本の商慣習や文化的な側面からも捺印を求めたい、押しておきたいと思う場面はあるので、最終確認を意味する捺印は今後も残り続けるのかな、と思ったのですが、大企業における50万円や100万円程度の契約で印鑑を求めること、そこにエネルギーをかけることの合理性については検討の余地がある、と思いました。押印を省略するリスクと効果の比較考慮の問題かと思うのですが、その考え方についてもう一度教えていただきたいです。

もう1点は意思決定の責任についてです。これまでの商慣習や企業文化の中で、稟議制度が浸透しているところがあります。1つの書類に対して様々な方が判子を押していく中で、決裁者としては、良い意味での責任の分散や押印時の安心感や満足感が得られる効果が一定程度あったと思うのですが、電子契約になると、意思決定の責任が一人ひとりに対して重くなるだけでなく、局面によっては特定の個人に責任が集中してしまう、といったことも考えられます。その点についてどのように解釈していったらよいのか、個人的な見解でも構いませんので教えていただければ幸いです。ちょっと雑駁な質問で恐縮ですが、よろしくお願ひします。

**池田** ありがとうございます。渡部先生、それではお答えをいただきますでしょうか。

**渡部** かしこまりました。水野先生、ご質問いただきましてありがとうございます。渡部と申します。

まず、1番目の電子署名のリスクの考え方ですけれども、まさに先生のおっしゃるとおり、企業というのは、何百、何千、会社によっては、もう1年間に何百万とか、何十万の契約を扱っている所もあるので、大企業なのか中小企業かによって変わってきますが、実は、二つ問題点があります。

一つは、導入のプロセスです。大企業の中には、例えば委員会みたいなものを社内で立ち上げて一気呵成に電子化を進めるというふうな会社もあれば、やはりどうしても手探りで始めるという会社もございます。ですので、我々のようなインターネットの関係の組織内弁護士は特にIT化が進んでいるのですけれども、やはりまずできるところからやろうというスモールステップを選ばれる会社が多いので、まずはそのスモールステップという意味で、金額というものが、導入しやすい一つの基準になっているのかなという面があると思います。

二つ目は、電子署名法、第3条との関係で本当に法的な安定性について心配なくてよいのかというのは、やはり会社によってタイプが分かれています。例えば我々のようなインターネットの会社で、かなりリスク受容度も高い所ですと、確かにリスクはあるけれども、それでも便利なほうがいいよねという会社もあれば、逆に今日お話しされた銀行さまのように、やはりもう慎重に進めたいと。もう一回石橋をたたいて渡るといふふうな会社さんもあって、そういう意味でやはり金額というところが、各社、分かりやすいリスク基準の一つになっているのかなと思っております。従って、この二つの側

面から、金額というところがフォーカスされているのかなという気はしています。

**水野** なるほど。とても腑に落ちました。今のお話から、電子契約導入による利益とリスクの比較考慮はそれぞれの企業ごとにおける、善管注意義務の度合いによって変わってくる、と理解したのですが、そのような解釈でよろしいでしょうか。

**渡部** そうですね。おっしゃるとおりだと思います。他方で、実務的により重要なのは、どうしても文書管理規定や決裁権限規定というのが実は中であって、例えばこまごまいくら以上だと部長が決裁できるとか、何億円になるともう役会、というふうな文書があるので、その善管注意義務よりも前に、やはり会社の法務部として、まずその規定をいじるという過程で具体的にどう分けようかというときに、その抽象的なリスクではなく、まず金額で、契約類型で、というところで分けているのが実務的なまず着手の仕方なのかなと感じております。

**水野** なるほど。よく分かりました。ありがとうございます。

**渡部** 2点目の意思決定プロセスのところは、もともと規制改革会議も二つの方向で押印を減らそうということをしていました。一つは、無駄な押印を減らすということと、減らした押印を電子化するという二つが、まさに車の両輪になっております。その関係で言うとまさに意思決定のプロセスも何となく日本式だと。まさに少しNHKのクローズアップ現代でもお話したのは、皆さん、判子が並んでいると安心するということがあって、実は今、多くの企業で意思決定プロセス自体も、電子化にすることによって、より簡略化、見直し

をしようというふうな機運があると認識しております。

**水 野** なるほど。分かりました。

**渡 部** 参考になれば、幸いです。

**水 野** 大変参考になりました。これから大きく電子契約や脱判子が進んでいくような気がしましたので、また色々のご指導をお願いいたします。ありがとうございました。

**渡 部** 今後ともご指導、よろしくお願いいたします。

**池 田** ありがとうございました。それでは、次は成蹊大学の塩澤一洋先生いらっしゃいますか。つながらないようですので、他にはいかがでしょうか。

**有 吉** 池田先生、有吉ですが、申し訳ありません。私から渡部先生、小倉様に質問してもよろしいでしょうか。

**池 田** もちろん。よろしくお願いいたします。

**有 吉** まず、渡部先生、小倉様、大変実務的で興味深いお話をありがとうございました。本日は私が一番勉強させていただいたと思っております。ご質問させていただきたいのですが、特に小倉様のご報告の中で電子契約のサービスも印鑑と同じで1本である必要はないというお話が、とても面白いと思いました。電子契約サービスにも、実印、銀行印、認め印、角印のような使い分けがあるという発想は、まさにそのとおりだと感じた次第です。その点を渡部先生にユーザー

というか、実務的な感覚でご質問させていただきたいのですが、小倉様のお話のように場面に応じて使い分けて、複数の電子契約サービスを導入するというような取組みをなさっていらっしゃるのかどうか。あるいは、ご検討されているのかどうか。また、どのような発想で、そういったことに取り組み、あるいは取り組まないということなのか。そのあたりの感覚、ご意見を伺いたいというのが、渡部先生へのご質問でございます。

小倉様には、先ほどのご報告の中でも少しご紹介があったと思うのですが、もし実例として、リーテックスのサービスを導入しながら、それ以外の電子契約サービスも使われていらっしゃるというようなユーザーの事例がございましたら、どの場面はリーテックスのサービスで、どの場面はそれ以外で、という具体例をお聞かせいただきたいというのが質問でございます。よろしくお願いいたします。

**池田** ありがとうございます。どちらからでも。小倉様のほうからお答えいただけますか。

**小倉** やはり先ほどの事例でご紹介した建設会社のケースですが、同じ建設会社の中でも、建築の契約については厳重にやるべきですが、現場の作業員の雇用契約をいちいち電子債権化するかということ、そんなことはあり得ないわけですし、そこはより簡便なものの方がいいという判断になると思っています。

実際、全社を上げて電子契約システムを一つで本格的に導入したという事例は、現状は多分まだほとんどないと思います。新聞では日立など出ていますけれど、そういう特別な大企業はともかくとして、ほとんどはまだ部分導入ということで、そういう意味で複数の電子契約を併用されているというところのお話は伺っておりますし、他の大手の電子契約を導入されている会社で、また並行して我々を

入れてらっしゃる会社も何社もごございますので、そういう点では、もう使い分けは当然かなというふうには思います。むしろ、全社一遍に同じ電子契約システムで、全部電子化しましょうというのは、これは途方もない作業になります。自分がその会社の CFO だっただらと思うと、ゾットするくらいの検討事項が山積みになります。現実的には、部分対応ということになってくるとと思います。そうするとやはり利用シーンに応じたものを使っていけばいいのではないかと。その一方で、契約を締結する機能ではなく、多様な電子契約、紙の契約を一括して管理するシステムというものが、必要になるのだと思います。それとの接続の問題は、今後、発生すると思いますけれども、契約締結というところだけを考えた場合には、複数の方法が併存しても、多分、何の問題もないのではないかと思います。締結の方法が複数あるということと、契約管理とは、また別の議論だろうというふうに思っております。

**池 田** ありがとうございます。

**渡 部** 私のほうから回答させていただきます。まず、有吉先生、ありがとうございます。弁護士になった頃からご高名は拝しており、こうやって一緒にできて光栄でございます。先生から頂きました質問は、まさに併用する例と実務はどうなっているかというご質問だと理解しております。

先ほど、小倉様からもご案内があったとおり、私も 100 パーセント同意でございまして、多くの会社が 1 社に絞っているということではなくて、むしろ、やはりあらかじめ早く導入した大手の IT 企業であっても、外国大手のいわゆる当事者型、事業者型のクラウド型のサービスと、いわゆる国内大手のクラウド型のサービスを併用している例も多いように聞いています。その理由は、他社のゼネラル・

カウンセル等と話しておりますと、やはり相手方様があるものなので、どうしても力関係によっては例えば、弊社は〇〇サービスを使っているのでも御社もお願いします、のほうがいややすいのですけれども、他方で場面を転じると、こちらの会社側は力関係が弱いので、例えば先方様が外資系で、うちはこの外資のサービスしか使っていませんよ、というふうな話になると、必然的にその両方がたまってしまうということで、実は今、その先端を走っていると思われる会社様、複数社とも話していても、何か無理やり一つに統合しようというよりは、複数のサービスを相手様に応じて使い分けてやっていると。そこで論点になるのが、複数の使ったサービスのそれぞれのフォーマットや違うサービスのファイルをどこに集めて、どこに統合して、それをどこに例えばAIを使って運用していこうかと。いわゆる契約管理、まさに小倉様の指摘されていた契約管理のほうに、今われわれの論点、熱い視線というのも移りつつあるのかなという気がしております。ご参考になれば、幸いです。

**池田** ありがとうございます。有吉先生、よろしいですか。

**有吉** ありがとうございます。契約管理という視点が重要だというのは、私の発想からすっかり落ちていたところだったので、大変勉強になりました。ありがとうございます。

**池田** ありがとうございます。それでは、今度は慶應義塾大学の平野裕之先生、いらっしゃいますか。お聞きいただいていたと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。では、他に実務の方でも、どなたでも結構です。ご発言ありますか。

**小倉** 先生、ちょっと一言、追加で申し上げてもよろしいですか。

池田 どうぞ。小倉さん、お願いします。

小倉 先ほど、もう少し言えばよかったのだと思っているのですが、やはり電子契約は新しいものですし、一般の人の受け止め方としては、よく分からなくて、不安が多いと思います。この会社の電子契約で大丈夫なのだろうか、というのが多いと思うのです。この電子契約の普及のためには、ぜひ政府に許認可ですよね。電子契約の事業者については、やはりある程度以上の基準を作って、そこをクリアしたところだったら安全だという国の審査の必要性です。審査とか、登録とか、そういった制度を入れていただくことが、私はこの電子契約の普及のためには、非常に大事ではないかと思っております。今は玉石混交です。やはり一般の人が安心して使えるようにする必要があります。事業者の方から規制をしろというのは、逆説的な話ですが、まだよく認知されていないサービスなので、業界の発展のためには何らかの規制というか、許認可が必要だと思いますので、ぜひこの場を借りて、一言申し上げたいと思った次第でございます。ありがとうございます。

池田 梁先生。マイクが入ったようですが、ご発言ありますか。どうぞ、何かあったら。せっかく韓国からのご参加ですので。

梁 本日は大変、勉強になりました。ありがとうございます。今、私は韓国の Lee&Ko という法律事務所で執務をしているのですが、特に日本のボロワー向けのプロジェクトファイナンスの業務に多く携わっておりまして、その際に契約書の量が膨大になりますので、この電子契約を取引に導入することによって、そのあたりの悩みも解消できるのかなと期待しております。特に質問というのは、現在のところございません。ありがとうございました。

池 田 ありがとうございます。梁先生、韓国の場合は、ハンコ文化と  
いうのはあるのですか。

梁 はい。ございます。

池 田 そうすると日本と同じような問題状況は存在しているわけですか。

梁 はい。

池 田 押印のために会社に行くなど。

梁 そうですね。はい。基本的には同じような悩みの状況は今もござ  
います。

池 田 そうですか。今日は遠くから、ありがとうございます。

梁 こちらこそありがとうございました。

池 田 それでは、先ほどミュート解除していただいた第一法規の大原さ  
ん、いかがでしょうか。

大 原 初めまして、第一法規の大原と申します。会社法務 A2Z という雑  
誌を担当しております。私どもの雑誌は大企業さまだけでなく、  
中堅、中小の企業さまに向けた情報提供等も目指しております。DX  
が加速する中で、先生がたの本日のご講演にありました法的な問題  
だけではなくて、システム面の安心感ですとか、そういったところ  
についても非常に興味深く拝聴しました。特に質問というところでは  
ないのですが、本日はありがとうございました。

**池田** ありがとうございます。それでは、もうひとつくらい時間がありますが、いかがでしょうか。

**羽藤** 池田先生、羽藤と申します。質問よろしいでしょうか。

**池田** 羽藤さん、どうぞお願いします。

**羽藤** ありがとうございます。金融庁に所属しております羽藤と申します。今日は皆さま、貴重なお話をありがとうございました。金融庁職員としてというよりは、一個人の関心として、ご質問させていただきます。日本でもこれだけ色々な、デジタル、電子契約の事業者さんが沢山いるということですが、海外でも同じようなサービスを提供している方は、どのくらいいるのでしょうか。恐らく海外との電子契約も、今後進んでいくと思うのですが、そういったときにも色々な事業者が乱立していると、先ほど渡部先生がおっしゃっていた契約管理が、ますます複雑になると思いますし、先ほど小倉様がおっしゃっていた規格や認証も日本国内で統一すべきであるのに、世界基準になると、さらにそこも複雑になるのかと思うのですが、現状、海外との契約での電子契約は、どのような状況になっているのでしょうか。すみません、どなたにご質問したらよろしいのか分からないのですが、ご存じの方がいらっしゃったら教えていただきたいと思いました。

**池田** それでは、渡部先生お願いします。

**渡部** ご質問ありがとうございます。電子署名法をたどると、立法当時に海外の電子署名事業者を認定するということも、実はかなりグローバルな構想があり、全く使われていないのですけれども、シン

ガポールとの間でも、いわゆる相互に電子署名事業者に認定したものをお互いの国で、このサービスは安全だよというふうな仕組みは眠っているのですけれども、2001 年から全く使われていない状態にあります。

許認可の話について、一つ見解を述べさせていただくと、もともと電子署名法自体は技術中立性をいかに担保するかというところがポイントになっていまして、要するに法律の中で、この技術でなければ電子署名とは全く認めないというふうな形にしてしまうと、その法律自体が技術をロックして、将来の技術革新に追いつかないということで、その立法者自体が技術の中立性と、民間の方が安心して分かりやすく使えるというところのバランスをどう取るのかという設計を相当、苦勞されておりました。ですので、その電子署名法をよく読み解いていくと、いわゆる電子署名サービスも許認可ではなく、認定する、要するにここのサービスは安全ですと、お墨付きを与えるというふうなものがあります。

ところが昨年、第 3 条を基本の上で改正というか、実質的にルール変更してしまったせいで、実はその認定の制度が受けられるのは、いわゆるもともと 2001 年くらいに想定されていたローカル署名、リモート署名と呼ばれる業者に限定されていて、現状はまさに小倉様が指摘されたとおり、クラウド型の事業者が、この認定を受けたくても受けられない状況にあるというのが、実は問題の所在かなと思っております。従って、羽藤様の問題意識をさらに敷衍すると、立法で取り残されている部分というのは、まさにこの認定制度である。なので、もともと立法者は、技術的中立性、技術は決めない、だけでも、認定制度でこれを使えば安心ですという、車輪の両輪としてセットしていたものが、片方の車輪が脱落している状態になっているのですね。ですので、まさに今の問題意識を今後ディスカッションして、法律に上手に反映していくというのがポイントになると思います。

さらに海外事業者も、もう既に、海外の事業者を認定するという制度も実は2000年当時に組み込まれているので、それをどう活用していくかというところがポイントになると思います。すごくマイナーでマニアックな話で恐れ入りますが、どうぞよろしく願います。

池 田 渡部先生、ありがとうございました。羽藤様、よろしいでしょうか。

羽 藤 ありがとうございます。そういう認証、認定というところから考えていかないといけないというのは、他にもオープン API ですか、色々な制度の今後の発展にも必要とっておりますので、アイデアとして非常に参考になりました。ありがとうございました。

池 田 ありがとうございます。